

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

(令和2年11月24日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入してください。

問1 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が自ら保有する自動車を利用してする貨物の運送をいう。

( )

問2 (欠格事由)

1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

( )

問3 (許可の基準)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

( )

#### 問4（事業計画）

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、変更する事項に関わらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（ ）

#### 問5（運送約款）

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

（ ）

#### 問6（運賃及び料金等の掲示）

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（ ）

#### 問7（輸送の安全性の向上）

一般貨物自動車運送事業者は、利益の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の採算性の向上に努めなければならない。

（ ）

#### 問8（事故の報告）

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車は、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

（ ）

#### 問9（名義の利用等の禁止）

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

（ ）

問 1 0 (事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( )

問 1 1 (事業の遂行能力の審査)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画についても審査するものとする。

( )

問 1 2 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

( )

問 1 3 (過積載の防止)

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

( )

問 1 4 (点呼等)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、酒気帯びの有無、安全な運転をすることができないおそれの有無、及び道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

( )

問 1 5 (乗務等の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

( )

問 1 6 (運行管理者の講習)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日から5年後の日の属する年度の末日を経過した運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

( )

問 1 7 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、毎年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年7月10日までに所轄地方運輸局長等に提出しなければならない。

( )

問 1 8 (運行管理規程)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

( )

問 1 9 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度に係る事業報告書を毎事業年度の経過後180日以内に提出しなければならない。

( )

問 2 0 (自動車に関する表示)

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、荷主の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

( )

問 2 1 (従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

( )

問 2 2 (自動車検査証の有効期間)

車両総重量 8 トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は 2 年である。

( )

問 2 3 (車間距離の保持)

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

( )

問 2 4 (解雇の予告)

労働基準法上の使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合等においては、この限りではない。

( )

問 2 5 (下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

( )

## II. 次の問26から問27の文章の指示に従って、設問に答えてください。

### 問26（運行管理者の業務）

運行管理者が行わなければならない業務として国土交通省令で定められているものとして、次のア～カのうち正しいものを3つ選び、（ ）内に記入してください。

- ア. 定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- イ. 事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を適切に管理すること。
- ウ. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- エ. 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくこと。
- オ. 運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- カ. 定期点検整備の実施計画を定めること。

( ) ( ) ( )

### 問27（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示（平成元年2月9日労働省告示第7号）によって定められています。次の中から正しいものを2つ選び記入してください。

- ア. 拘束時間は、1箇月について299時間超えないものとする。
- イ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とする。
- ウ. 勤務終了後、継続6時間以上の休息期間を与える。
- エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。
- オ. 連続運転時間は、5時間を超えないものとする。

( ) ( )

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和2年11月24日)

受験番号 \_\_\_\_\_

申請者(法人)名 \_\_\_\_\_

受験者の氏名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入してください。

問1 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が自ら保有する自動車を利用してする貨物の運送をいう。

(第2条第7項) 他者の行う運送を利用してする貨物の運送をいう ( × )

問2 (欠格事由) 【貨物自動車運送事業法】

1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

(第5条第1項) ( ○ )

問3 (許可の基準) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(第6条第1号) ( ○ )

問4 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、変更する事項に関わらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第9条第1項、第3項) 国土交通省令で定めるものを除き、認可が必要 ( × )

問5 (運送約款) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

(第10条第3項) ( ○ )

問6 (運賃及び料金等の掲示) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(第11条) ( ○ )

問7 (輸送の安全性の向上) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、利益の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の採算性の向上に努めなければならない。

(第15条) 利益→輸送の安全 採算性→安全性 ( × )

問8 (事故の報告) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車は、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

(第24条) 転覆、火災、その他省令で定める重大な事故を引き起こしたとき ( × )

問9 (名義の利用等の禁止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

(第27条第1項) ( ○ )

問10 (事業の休止及び廃止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第32条) ( ○ )



問 1 1 (事業の遂行能力の審査) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画についても審査するものとする。

(第 3 条の 6 第 1 号) ( ○ )

問 1 2 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(第 3 条第 4 項) ( ○ )

問 1 3 (過積載の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(第 4 条) やむを得ない事由があっても例外ではない ( × )

問 1 4 (点呼等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により点呼を行い、酒気帯びの有無、安全な運転をすることができないおそれの有無、及び道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

(第 7 条第 1 項) ( ○ )

問 1 5 (乗務等の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。

(第 8 条第 1 項) ( ○ )

問 1 6 (運行管理者の講習) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日から 5 年後の日の属する年度の末日を経過した運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

(第 2 3 条) 5 年後の日の属する年度の末日→翌年度の末日 ( × )

問17 (事業報告書及び事業実績報告書) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、毎年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年7月10日までに所轄地方運輸局長等に提出しなければならない。

(第2条第1項) ( ○ )

問18 (運行管理規程) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

(第21条) ( ○ )

問19 (事業報告書及び事業実績報告書) 【貨物自動車運送事業法報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、毎事業年度に係る事業報告書を毎事業年度の経過後180日以内に提出しなければならない。

(第2条第1項) 100日以内 ( × )

問20 (自動車に関する表示)

事業用の貨物自動車を使用する者は、その自動車の外側に、荷主の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(道路運送法第95条) 荷主→使用者 ( × )

問21 (従業員に対する指導及び監督) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

(第10条第1項) ( ○ )

問22 (自動車検査証の有効期間) 【道路運送車両法】

車両総重量8トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は2年である。

(第61条第2項) 1年 ( × )

問23 (車間距離の保持) 【道路交通法】

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するとき、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

(第26条) ( ○ )

問 2 4 (解雇の予告) 【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能になった場合等においては、この限りではない。

(第 20 条第 1 項) ( ○ )

問 2 5 (下請代金の支払期日) 【下請代金支払遅延等防止法】

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

(第 2 条の 2 第 1 項) ( ○ )

II. 次の問 2 6 から問 2 7 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 6 (運行管理者の業務) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

運行管理者が行わなければならない業務として国土交通省令で定められているものとして、次のア～カのうち正しいものを 3 つ選び、( ) 内に記入してください。

- ア. 定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
- イ. 事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を適切に管理すること。
- ウ. 運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- エ. 事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくこと。
- オ. 運転者台帳を作成し、営業所に備え置くこと。
- カ. 定期点検整備の実施計画を定めること。

(第 20 条第 1 項) ア. ○ イ. 休憩又は睡眠のために利用することができる施設 ウ.

○ エ. 貨物自動車運送事業者が行う オ. ○ カ. 貨物自動車運送事業者が行う

( ア ) ( ウ ) ( オ )

問 27 ((貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示（平成元年2月9日労働省告示第7号）によって定められています。次の中から正しいものを2つ選び記入してください。

- ア. 拘束時間は、1箇月について299時間超えないものとする。
- イ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とする。
- ウ. 勤務終了後、継続6時間以上の休息期間を与える。
- エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。
- オ. 連続運転時間は、5時間を超えないものとする。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条) ( イ ) ( エ )

一般貨物自動車運送事業経営許可申請に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R2.11								
受験者数	14								
合格者数	12								